

令和3年6月20日

教職員各位

理事長 池北雅彦

県をまたぐ移動の自粛について（継続）

新型コロナウイルス感染症については、隣県の福岡、広島を含む10都道府県に緊急事態宣言が発出されていましたが、沖縄を除き6月21日から宣言を解除することが決定されました。

しかしながら、東京や大阪をはじめ、10都道府県へのまん延防止等重点措置の適用が決定され、**新たな変異株**による感染拡大も懸念されるため、本学では6月20日まで措置を講ずることとしていた「県をまたぐ移動の自粛」を下記のとおり継続することといたします。

教職員の皆様には、引き続き、不要不急の外出や県外への移動を控え、手洗い、密閉・密集・密接の**3つの密を避ける**など感染予防対策の徹底をお願いいたします。

記

1 県境をまたぐ移動の注意

- **緊急事態宣言の対象地域、まん延防止等重点措置の区域**との往来は、新型コロナウイルスのワクチンを接種した方を除き、やむを得ない場合以外は自粛を強くお願いいたします。
- やむを得ずこれらの区域と往来する場合は、**感染予防対策を徹底**し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従い、万全の感染予防対策を講じてください。
- 緊急事態宣言の対象地域、まん延防止等重点措置から本学への学外者の来訪については、教育研究の遂行に著しい支障が生じる場合など、やむを得ない場合以外は自粛を強くお願いいたします。

2 感染予防対策の徹底

- **新しい生活様式**を実践いただき、3密を避け、**マスクの着用、手洗い、感染リスクが高まる5つの場面**に注意するなど基本的な感染予防対策の徹底をお願いいたします。
- **会食は少人数・短時間**になるようにし、感染防止対策に取り組む**新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店**を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策に協力してください。
- 発熱や咳など**感染を疑う症状**が出た場合には、出勤を控え、速やかに、かかりつけ医や**受診・相談センター**等に相談してください。

3 措置の期間

令和3年6月21日（月）から7月11日（日）まで

以上